



# 島根県報

平成26年9月12日（金）

第2,631号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	2

**【公 告】**

平成26年度毒物劇物取扱者試験の合格者	（薬 事 衛 生 課）	3
---------------------	-------------	---

**【選管告示】**

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		3
---------------------------------------------------------	--	---

**告 示****島根県告示第518号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松江市土地改良区の定款変更を平成26年9月5日付  
けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年9月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第519号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により  
次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について  
意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年9月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 届出の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

（仮称）テックランドNew出雲店 島根県出雲市大塚町732番3外

**(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所**

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1番1号

**(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所**

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1番1号

**(4) 大規模小売店舗の新設をする日**

平成27年5月4日

**(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計**

4,093平方メートル

**(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項****ア 駐車場の位置及び収容台数**

176台（建物1階：87台、建物屋外：11台、屋外隔地：78台）

**イ 駐輪場の位置及び収容台数**

62台（建物南側：51台、建物北側：11台）

**ウ 荷さばき施設の位置及び面積**

建物北東側：48平方メートル

**エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量**

建物北側：24立方メートル

**(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項****ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻**

午前10時から午後10時まで

**イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯**

午前9時30分から午後10時30分まで

- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
5箇所（駐車場No.1及び2：4箇所、駐車場No.3：1箇所）
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで

## 2 届出年月日

平成26年9月3日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

**公 告**

平成26年度毒物劇物取扱者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成26年9月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 一般毒物劇物取扱者試験合格者

1	8	10	12	13	14	16	19	23	24	37	39
41	43	44	49	50	51	52	125				

## 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験合格者

59	61	62	86	89	90	91	92	105	106	111
----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

## 3 特定品目毒物劇物取扱者試験合格者

なし

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****島根県選挙管理委員会告示第34号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつて

はその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成26年9月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- |   |                                                                                                                                                                                                                   |         |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数                                                                                                                                                                    | 11,608  |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) | 163,400 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)          |         |
|   | 仁多選挙区                                                                                                                                                                                                             | 3,937   |
|   | 邑智選挙区                                                                                                                                                                                                             | 5,808   |
|   | 鹿足選挙区                                                                                                                                                                                                             | 4,210   |
|   | 隠岐選挙区                                                                                                                                                                                                             | 5,943   |
|   | 松江選挙区                                                                                                                                                                                                             | 55,507  |
|   | 浜田選挙区                                                                                                                                                                                                             | 15,961  |
|   | 出雲選挙区                                                                                                                                                                                                             | 46,693  |
|   | 益田選挙区                                                                                                                                                                                                             | 13,614  |
|   | 大田選挙区                                                                                                                                                                                                             | 10,494  |
|   | 安来選挙区                                                                                                                                                                                                             | 11,329  |
|   | 江津選挙区                                                                                                                                                                                                             | 6,994   |
|   | 雲南・飯石選挙区                                                                                                                                                                                                          | 12,979  |
| 4 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)     | 163,400 |